

患者様へのご案内

○当院は、関東信越厚生局に下記の届出を行っています。

基本診療料	特掲診療料
・ 情報通信機器を用いた診療	・ 在宅療養支援診療所「第9」の1の(2)
・ 機能強化加算	・ 在宅時(施設入居時)医学総合管理料2
・ 医療DX推進体制整備加算	・ こころの連携指導料(1)
	・ 外来データ提出加算
	・ 在宅データ提出加算
	・ 在宅医療情報連携加算
	・ 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○機能強化加算について

当院では「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談
- ・夜間・休日の問合せへの対応

○情報通信機器を用いた診療について

初診の場合、以下の処方はいりません

- ①麻薬及び向精神薬の処方
- ②基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する、特に安全管理が必要な薬品(診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤)の処方
- ③基礎疾患等の情報が把握できない患者様に対する8日分以上の処方

○一般名処方について

後発医薬品があるお薬については、患者様へご説明の上、商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方する場合があります

○長期処方・リフィル処方について

患者様の状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
 - ・リフィル処方箋を発行すること
- } いずれの対応も可能です

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて医師が判断いたします

○明細書の発行体制について

医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付については、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

○医療情報取得加算

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ・当院を受診した患者様に対し受診歴、薬剤歴、特定健診情報等必要な診療情報を取得・活用して診療を行います

○医療 DX 推進体制整備加算

医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

- ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX に係る取り組みを実施しています（電子カルテ情報共有サービスについては経過措置のもと、今後実施予定）

○在宅医療情報連携加算

- 同意を得た患者様の情報について、診療情報等を連携する関係機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有しています

連携する関係機関	
株式会社 ニチイケアパレス	北野調剤薬局桜が丘店
株式会社 シルバービレッジ	清水薬局多摩平店
株式会社 らいふ ホームステーションらいふ日野	スギ薬局上水本町店
さつき薬局日野店	ノムラ薬局豊田南店
さつき薬局横川店	ひだまりの丘訪問看護ステーション
しんわ薬局豊田店	健生会ひのだい訪問看護ステーション
しんわ薬局大蔵店	ラピオンナースステーション
しんわ薬局三鷹店	

令和6年6月1日現在